

(特別会計に関する法律の一部改正)
第十二条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百十三條第二項第一号口中、「第百二條第二項ただし書」を、「第百二條第三項ただし書」に改め、同号二中、「第十五條第三項」を、「第十六條第三項」に改める。
附則第五百八十八條第一号口中、「第百二條第二項ただし書」を、「第百二條第三項ただし書」に改め、同号二中、「第十五條第三項」を、「第十六條第三項」に改める。

財務大臣 尾身 幸次
国土交通大臣 冬柴 鐵三
内閣総理大臣 安倍 晋三

政 令

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第九十号

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）附則第二条及び第三条第二項第十号の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十八年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを（法附則第二条に規定する政令で定める法人等）に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（以下「法」という。）附則第二条」を、「法附則第二条」に改め、同項第七号及び第八号を次のように改める。

七 独立行政法人製品評価技術基盤機構
八 前項各号に掲げる法人

第一条第一項第九号から第十一号までを削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（以下「法」という。）附則第二条に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。
一 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八号）以下農林水産消費技術センター法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）第二条の独立行政法人農林水産消費技術センター

二 農林水産消費技術センター法等改正法附則第三条第一項の規定による解散前の独立行政法人肥料検査所
三 農林水産消費技術センター法等改正法附則第三条第一項の規定による解散前の独立行政法人農業検査所
四 自動車検査独立行政法人（自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九号）の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

第一条に次の一項を加える。
4 日本郵政公社に係る法附則第二条に規定する政令で定める日は、平成十九年三月三十一日とする。

第一条の次に次の一条を加える。
（法附則第三条第二項に規定する政令で定める者等）

第一条の二 法附則第三条第二項第十号に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者とし、同項第十号に規定する政令で定める日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条第一項に規定する職員（以下「職員」という。）として在職した後、平成十八年四月一日以後平成十九年三月三十一日までの間に引き続き地方公務員又は同法第七条の二第一項に規定する公庫等職員（他の法律の規定により、同条の規定の適用について、同項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。以下この条及び次条におい

て「公庫等職員」という。）若しくは国家公務員退職手当法第七条の三第一項に規定する独立行政法人等役員（以下この条及び次条において「独立行政法人等役員」という。）となつた者で、地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員として在職した後同年四月一日以後に引き続き独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（国営企業等に該当するものを除く。）の職員となつたもの（その者の基礎在職期間（国家公務員退職手当法第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）のうち当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となつた日以前の期間に、新制度適用職員として在職期間が含まれない者に限る。）当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となつた日

二 平成十八年三月三十一日に地方公務員として在職していた者又は同日に公庫等職員として在職していた者若しくは同日に独立行政法人等役員となつた者若しくは同日に独立行政法人等役員として在職していた者若しくは同日に引き続き独立行政法人等役員として在職した後平成十九年四月一日以後に引き続き独立行政法人

通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（国営企業等に該当するものを除く。）の職員となつたもの 平成十八年四月一日
法附則第三条第三項及び第四条第二項の規定は、前項第二号に掲げる者について準用する。
第二条中「附則第三条第三項」の下に（前条第二項において準用する場合を含む。）を加え、同条第一項を、「法附則第三条第一項」に改め、第九号の下に、並びに前条第一項第二号を加え、「国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項に規定する（他の法律の規定により、同条の規定の適用について、同項に規定する公庫等職員とみなされるものを含む。）及び、同法第七条の三第一項に規定する（を削り、同法第二条第一項に規定する職員（以下「職員」という。）を「職員」に、法の施行の日の前日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。
第三条中「附則第四条第二項」の下に（第一条の二第二項において準用する場合を含む。）を加え、同条第一項を、「法附則第四条第一項」に改める。

附則
この政令は平成十九年四月一日から施行する。ただし、第一条に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

総務大臣 菅 義偉
内閣総理大臣 安倍 晋三

独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽
平成十九年三月三十日
内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第九十号
独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令
内閣は、独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七号）の施行に伴い、並びに同法附則第二条第三項及び第十項、第三条第三項、第五条並びに第九条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一章 関係政令の整備（第一条―第十七条）
第二章 経過措置（第十八条―第二十二条）
附則